

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

厚生労働省関連とびっくす



◆雇用調整助成金の支給要件が変更(平成25年12月1日から)

平成25年たびたび制度変更されてきた雇用調整助成金ですが、過去に申請実績があっても受給要件や対象となる教育訓練、申請様式など以前と変更されている点が多いので、ご利用の際は必ず事前に詳細を確認ください。

*雇用調整助成金ガイドブック(平成25年12月1日現在)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/koyou_chosei01.pdf

◆労働者派遣法のゆくえは…(2014年通常国会に改正法案の提出予定)

平成25年12月12日、厚生労働省の労働政策審議会労働力需給制度部会において公益委員案として、労働者派遣制度改正に向けた報告書の骨子案が示されました。

派遣労働は臨時的・一時的利用に限ることを原則としながら、全業種において「業務ごと」でなく「人ごと」に制限を設けるとし、受入れ企業にとり規制緩和の方向へ。

*第201回 労働力需給制度部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000031981.html>

◆育児休業給付金の支給率の引き上げ(2014年通常国会に改正法案の提出予定)

平成25年12月11日、厚生労働省の労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会に対し、厚生労働省は雇用保険制度見直しに向けた報告書案を示しました。

基本手当、再就職手当の見直しのほか、男女ともに育児休業取得促進のため、育児休業開始時から6ヶ月の間は、育児休業給付金の支給率を67%に引き上げることが盛り込まれています。

*第96回 職業安定分科会雇用保険部会資料 資料No.4

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000031976.html>

◆若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督、約8割が法違反

いわゆるブラック企業への取り組みとして、集中的に行われた「過重労働重点監督」では、約8割の事業場に法違反が見られ、今後も監督指導を継続し違反を是正しない事業場に対しては送検も視野に入れるとしています。(平成25年12月17日発表)

*若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000032425.html>